

徳島県再エネ設備等の導入に伴う J-クレジット利活用促進事業仕様書

本事業は、県又は県内企業等（以下「県等」という。）による再エネ設備の導入、省エネ設備への更新等（以下「脱炭素行動」という。）の取組により得られる環境価値について、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）に基づくクレジット認証及び販売を行い、販売収益の一部を県が受け取り、その受取額を活用して県内事業者等を対象とした脱炭素支援施策を展開することで、脱炭素行動の拡大と環境価値の創出が循環する仕組みを構築することを目的とするものである。

本事業における J-クレジットの創出及び販売等を行う民間事業者（以下「連携パートナー」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、実施方法や応募者が熟知・遵守すべき事項など、必要な事項を定める。

県と連携して本事業を実施する連携パートナーは、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1. 事業の名称

徳島県再エネ設備等の導入に伴う J-クレジット利活用促進事業（以下「本事業」という。）

2. 事業の目的

県は、J-クレジット制度に基づき連携パートナーが運営するプログラム型プロジェクトを連携パートナーと協力して入会促進を図るプログラム（以下「連携プログラム」という。）として位置づけ、連携パートナーと連携した周知活動等により県内事業者等の入会を促し、本事業とは別に県が実施する事業者向けの補助事業（以下「脱炭素支援施策」という。）や自社独自に実施する脱炭素行動によって県内事業者等が生み出す環境価値※のクレジット化及びその販売を行い、そのクレジット販売によって得られた販売益の一部を県等が受け取り、県は、その受取額を活用して県内事業者等を対象とした脱炭素支援施策を展開することで、脱炭素行動の拡大と環境価値の創出が循環する仕組みを構築することを目的とする。

※ 県内事業者等が、環境価値の権利の放棄及びクレジット販売益（クレジット認証手数料等の連携パートナーの収入を除く）を県に寄付することへ同意したものに限り、（脱炭素支援施策の受益者全員に本事業への参加を義務づけるものではないことに留意すること。）

3. 事業内容

（1）事業の概要

本事業は、脱炭素支援施策の受益者等に連携プログラムへの入会を促し、入会者が生み出した環境価値のクレジット化と販売に取り組み、その販売益の一部を脱炭素支援施策での活用を目的として県等が受領するとともに、入会者を県の脱炭素支援施策に貢献した者として県ホームページ等で対外的に公表することで、地域ぐるみで脱炭素化に取り組む機運の醸成を図る。

県は、県や関係機関が有する広報媒体を活用し、本事業に関する広報等の支援及び入会者の募集に係る支援を行う。

【役割分担】 主：◎ 副：○

役割	県	連携パートナー
本事業の広報	◎	◎

入会希望者の募集	◎	◎
連携プログラムの説明資料の作成	○	◎
入会届の受付		◎
入会に係る書類内容の補正対応		◎
入会手続き完了の通知		◎
問い合わせ対応	○	◎
クレジットの認証・発行 (モニタリング対応含む)		◎
クレジットの販売		◎
クレジットの販売益の一部を 県へ納付		◎
退会手続		◎

(2) 連携プログラムにおける方法論

本事業において連携プログラムとして位置づけるプログラム型プロジェクトの方法論は、EN-R-002（太陽光発電設備の導入）を必須とする。

また、その他県内事業者等が広く参加することができる方法論（例えば、EN-S-006（照明設備の導入）等。ただし、農業（AG）及び森林（FO）を除く。）で連携パートナーが有する（申請中も含む）連携プログラムも提案に含めるものとする。

連携プログラムについては、最優秀提案者となった連携パートナーの提案内容を踏まえつつ、県と連携パートナーが協議した上で、県が決定する。そのため、最優秀提案者となった場合であっても、提案内容から変更が生じる可能性があることに留意の上で提案すること。

(3) 事業の内容及び流れ

本事業において、連携パートナーが実施する内容は以下のとおりとする。

① 入会希望者の募集

連携パートナーは、県と連携して広報を行うことで連携プログラムの入会希望者を募集する。具体的な協力方法等については県、及び連携パートナーによる協議により決定する。

② 入会手続

連携パートナーは、環境価値の権利放棄及びクレジット販売益を県と連携パートナーの収入とすることへの同意確認を含む入会手続を行う。

また、連携パートナーは、入会者からクレジット認証に必要な資料等を収集し、必要に応じて入会希望者への連絡及び補正対応を行い、入会希望者に対して連携プログラムへの登録完了の通知を行う。

③ クレジットの認証・発行手続

連携パートナーは、連携プログラムに入会した者の環境価値のクレジット認証の手続き（モニタリング対応含む）に必要な事業の一切を行う。

なお、CO₂排出量に係るモニタリング対象者にモニタリング情報の提供等を依頼する場合は、連携パートナーから直接、対象となる県内事業者等に連絡し対応することに留意の上で提案すること。

④ クレジットの販売

連携パートナーは、J-クレジット制度事務局から認証を受けたクレジットの販売に係る事

業の一切を行う。

なお、可能な限りクレジットの販売先を県内企業中心に行うなどクレジットの地産地消に努めること。なお、販売結果については、報告書を作成の上、速やかに県に提出すること。

⑤ クレジット販売益の納付

連携パートナーは、クレジットの販売収益について、提案した分配率に基づき、県に納付すること。また、提案した入会者への分配率に基づき、入会者へも還元すること。

なお、販売益の納付は、原則、協定期間内に毎年度行うこととするが、県との協議のうえ複数年度分をまとめて納付できるものとする。

⑥ 県等が実施する広報への協力

連携パートナーは、県の求めに応じて自身が運営する広報媒体等において、県及び関連機関が実施する入会者の脱炭素行動のPRに協力すること。

⑦ 退会手続

本事業において連携プログラムに入会した入会者から退会の申出があった場合は、加入期間の定めによらず、退会を認めて必要な手続を行うこと。

4. 事業の期間等

(1) 事業の期間

当該クレジットの創出の日から8年間とする。なお、期間終了後の取り扱いについては、県と協議のうえ決定することとし、可能な限り認証対象期間の延長を検討する。

(2) 認証申請時期

当該クレジットの認証申請は、県と協議したうえで実施すること。

(3) 販売活動期間

連携パートナーは、販売活動は、原則毎年度実施することとし、販売の結果について県に報告すること。

なお、販売収益の納付については原則、毎年度行うこととするが、県との協議のうえ複数年度分をまとめて納付できるものとする。

(4) 費用負担

本事業に係る一切の費用については、連携パートナーが負担すること。

5. 本事業の実施に伴う条件等

以下の内容について、実施すること。

(1) 事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任

ア 協定締結後、速やかに事業の履行に必要な人員を確保し、事業を履行すること。

イ 事業の履行に当たっては、統括責任者を選任すること。

ウ 統括責任者は、本事業又は類似の事業に従事した経験を有する事を条件とし、その知見を元に事業管理に関する責任者を充てること。

エ 入会希望者等からの問合せや苦情対応を行う窓口(以下「相談窓口」という。)を設置し、事業責任者を選任すること。

オ 実施体制図(県、連携パートナー、相談対応窓口、入会希望者及びその他協力機関、本事業の実施体制等をまとめたもの)を作成すること。(任意様式)

(2) 事業実施計画の作成

ア 仕様書に基づいた事業計画を作成し、県の承諾を得て事業を遂行すること。

(3) 広報

ア 本事業に係るチラシ及びポスター等を作成すること。

イ SNSやオンライン広告等を利用した宣伝広告を実施すること。

ウ 広報内容については県と協議して定めるものとする。また、広告に県の名称等を用いる場合

は、その都度、県の下解を得ること。

エ 広報用の資料等を県に提供し、県が行う広報に協力すること。

(4) ウェブサイトの構築及び運用等

ア 本事業に係るウェブサイトの構築(PC 及びスマートフォンに対応したもの)、運用、メンテナンスを行うこと。

イ ウェブサイトを使用して入会希望者の募集を行うこと。

ウ ウェブサイトの構築、運用において、メンテナンス体制の構築及びセキュリティ対策を行うこと。

エ ウェブサイトにおいては、どの広告媒体宣伝からアクセスしたかカウントできるよう構築することとし、アクセス状況について県へ報告すること。

(5) 入会手続等での入会希望者へのフォロー

入会希望者が円滑な入会手続きを行えるよう、ウェブサイトや相談窓口において分かりやすい説明等を行うほか、入会に係る必要な手続きを行うこと。

また、入会後もモニタリング等で入会者が対応すべき作業を依頼する場合は、対象者に対して丁寧な説明を行うこと。

(6) クレジット認証・発行に係る手続の実施

ア モニタリングに必要な情報収集、モニタリング報告書の作成、審査機関へのモニタリング報告書の検証依頼及び J-クレジット制度認証委員会へのクレジット認証・発行申請等、必要な手続きのすべてを実施すること。

イ 関連する法令及び J-クレジット制度事務局が定める最新の制度文書等を遵守して実施すること。

(7) クレジットの販売

ア 前記 5-(6)「クレジット認証・発行に係る手続の実施」において発行したクレジットの販売を行うこと。

(8) クレジット販売益の納付

ア クレジット販売益の納付に当たっては、その手法や配分率等、事前の取り決めに従い、適切に行うこと。

イ 県がクレジット販売益の一部を受領するにあたって、連携パートナー側に作成が必要な書類がある場合は、作成・提出について協力すること。

(9) 県が実施する広報への協力

ア 県が連携プログラムへの加入促進につながる脱炭素支援施策を周知する際、県の求めに応じて、本事業で構築したウェブサイトや連携パートナーが運用する SNS 等での周知に協力すること。

イ 県が次のセミナーや説明会等を行う場合、出席や説明（講師含む）に協力すること。

- ・連携プログラムへの加入促進に関連する J-クレジット理解促進セミナー等
- ・連携プログラム及び J-クレジット制度等の説明

(10) 問合せ対応

ア 問合せ及び苦情へ対応するため、連携パートナーにおいて相談窓口の設置及び運用を行うこと。

イ 問合せ及び苦情については全て相談窓口で対応すること。対応した問合せ及び苦情の日時、場所、内容等を記録し、県に報告すること。

- ウ 相談窓口で問合せ及び苦情へ対応する者への研修を行うこと。
- エ 事業マニュアル及び質疑応答集を作成すること。
- オ 県に対する問合せ及び苦情があった場合の対応を行うこと。
- カ 相談窓口以外への問合せ及び苦情があった場合についても対応すること。

(1 1) リスク管理

- ア 連携パートナーの責に帰すべき事由により発生するリスク及び責任においては、その所在がある事業者が負うとともに、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。
- イ 連携パートナーは、入会希望者の募集開始前に、本事業において発生が想定されるリスク及びその対処方法について取りまとめた上で、県に提出すること。

(1 2) 実績報告書の提出等

連携パートナーは、本事業の実施状況等について、毎年度それぞれ以下の内容を取りまとめ、各年度末までに、県に提出するものとする。
なお、協定期間の延長があった場合は、遅滞なく再度、提出するものとする。

- ア 実績報告書(入会希望者数及び実入会数、広報の実績、クレジットの認証・発行・販売実績、県への販売収益納付見込み等)
- イ チラシ等の広報に係る作成物及びその電子データ

(1 3) その他

- ア 本事業に係る計画に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告し、県と連携パートナーが協議した上で決定する。
- イ 県から事業の進捗状況等について問合せがあった場合は、報告すること。また、協定期間内に実施した内容に関する県からの問合せについては、協定期間終了後であっても、誠実に対応すること。
- ウ 連携パートナーは、関係法令を遵守し誠実に事業を履行すること。
- エ 連携パートナーは、入会希望者募集の際に下記の事項について明示すること。
 - ① 連携パートナーは、県を代理する権限を有するものではないこと。
 - ② 県が連携パートナーの資力・信用を保証するものではないこと。
- オ 連携パートナーは、本事業の実施に当たって県から資料の貸与を受ける必要がある場合は、県と協議のうえ貸与を受けることとする。
なお、貸与を受けた場合は、事業終了後速やかに資料を返却しなければならない。
また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、連携パートナーの責任において復旧するものとする。
- カ 連携パートナーは、本事業に基づく活動において、県又は連携プログラムへの入会者等から知り得た情報について、県又は連携プログラムへの入会者等の書面での承諾がない限り、事業の実施期間中及び協定期間終了後を問わず、本事業以外の目的で知り得た情報および派生データを第三者（データ受領者が法人である場合、その子会社、関連会社も第三者に含まれる。）に開示、提供、漏えいしてはならない。
- キ 連携パートナーは、本事業を継続できなくなった場合は、県が適切と認めた新たな事業者権利及び義務を継承させることができる。
- ク 本事業を実施するにあたり、事業者が県との間に取り交わす連携協定に定める事項を履行しない場合には、同協定を解除することがある。その際、徳島県の補助金を活用して認証された J-クレジットが既にある場合は、認証対象期間の残存期間と解除日における東京証券取引所のカーボン・クレジット市場日報の基準値段を基に算定した販売収益相当額を一括で県に納入すること。
- ケ その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る事業の遂行上必要と認め

- られるもので本仕様書にない事由等が発生した場合は、県と協議した上で事業を進めること。
- コ 作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。
- ① 本事業により作成された事業の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、県に帰属するものとする。ただし、成果物に連携パートナーまたは第三者の著作権が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする
 - ② 本事業の成果品等に、連携パートナーが従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれている場合には、権利は連携パートナーに留保されるが、県は、本事業の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
 - ③ 連携パートナーは、県に対し、著作権人格権を行使しないものとする。